サービス等利用計画について

障害福祉サービスをご利用になるすべての方に「サービス等利用計画」の提出を新規申請及び更新時にお願いしています。

◎サービス等利用計画とは・・？

ご本人の希望や生活状況をお聞きし、ご利用になるサービスの種類や量を区に提出する計画のことです。区は、計画をもとにサービス支給決定をします。また、定期的にサービス内容を見直す「モニタリング」を行います。

◎だれが作るの・・・？

【相談支援専門員】に作成を依頼します。

別紙「主な相談支援事業所一覧」から、依頼先をお選びください。区のケースワーカーが依頼のお手伝いもできます。

◎費用は・・・？

計画作成やモニタリングは**無料**です。

訪問などでかかった訪問支援相談員の交通費等は、ご本人の負担となる場合があります。

◎計画相談を利用するとどうなるの・・・？

相談支援専門員と相談することで、生活のことで困っていること、やりたいこと、目指したいことを一緒に考えてもらえるようになります。

◎介護保険のサービスを利用している（利用し始める）場合は・・・？

介護支援専門員(ケアマネージャー)にサービス全体を踏まえて計画を作成してもらうため、原則、相談支援専門員に計画を作成してもらう必要はありません。

◎　サービス等利用計画とサービス利用開始までの流れ　◎

※利用サービスによって下記の流れと異なる場合があります。

① サービス利用申請
（利用者→区）

② 認定調査（新規・区分更新）
（区→利用者）
区がご自宅等に訪問し、お身体や生活の状況等を聞き取りにより調査します。また、主治医の意見書提出をお願いします。

③ 障害支援区分の認定
（区）
②の調査と主治医の意見書をもとに審査会（※）が認定をします。認定後は円滑なサービス提供のため、**相談支援専門員との契約**をお願いしております。
※サービス内容によっては審査会を経ない場合もあります。

④ サービス等利用計画案作成のためのアセスメント(聞き取り調査)
（利用者⇔相談支援専門員）
契約をした相談支援専門員が利用者やご家族等にお話しを伺い、サービス内容や利用時間数、利用事業者等をまとめた計画案を作成します。

⑤サービス等利用計画案の提出
（利用者・相談支援専門員→区）

⑥ サービスの支給決定・受給者証の交付
（区⇒利用者）
サービスの種類や量を決定します。決定後は郵送で決定通知と受給者証をお送りします。

⑦ サービス提供事業所と契約、サービスの開始
（利用者⇔サービス提供事業所）
サービス開始とあわせて、相談支援専門員が担当者会議を開き、確定した利用計画を区に提出します。

⑧ モニタリング
（相談支援専門員⇔利用者）
相談支援専門員が定期的にご利用状況を確認し計画の見直し等を行ないます。

サービス利用の継続

【お問合わせ・申し込み先】墨田区 障害者福祉課　障害者相談係（平日 8:30～17:00）
■身体障害者手帳担当　TEL ５６０８－６１６５・６１６６　FAX ５６０８－６４２３
■愛 の 手 帳 担 当　TEL ５６０８－１３０４

別　紙

主な相談支援事業所一覧

(令和３年１０月１日現在)

特定相談支援事業者名	郵便番号	所　在　地	電　話　番　号	主たる対象（※）
あしたば相談支援事業所	131-0045	墨田区押上 1-43-3	６４５６－１６６９	身・知・児
相談支援ｾﾝﾀｰさんさん	131-0043	墨田区立花 4-30-16	５６３１－３３０５	知
すみだ福祉保健センター相談支援事業所	131-0033	墨田区向島 3-36-7	５６０８－３７１５	知･児
本所相談支援事業所	131-0044	墨田区文花 3-14-4 本所 KS ビル 2 階	５６５５－３８２０	身・知・児
ほしのき相談支援	130-0002	墨田区業平 5-11-10 岩楯ビル 102	６４５６－１５９４	身・知・児
らいふ十人会	130-0021	墨田区緑 4-5-10	３６３４－１２１７	身・知・児
相談支援はあと	131-0041	墨田区八広 5-30-5	６６５７－２３９９	身・知
ハーツ相談支援事業所	130-0002	墨田区業平 1-3-10-202	５８１９-４３８３	身・知・児
相談支援センターふるさと	131-0033	墨田区向島 5-43-20 CrossBrain 曳舟ビル 10	５８１９－３２５４	知
特定相談支援事業所ＴＯＭＯ	169-0075	新宿区高田馬場 1-9-23 東京都盲人福祉センター内 2F	３２０８－００１４	身（視覚障害）

※上記以外の事業所を希望される場合は“東京都障害者サービス情報”（下記 QR コード参照）から計画相談支援事業所の検索ができます。

※主たる対象
身：身体障害　知：知的障害　児：障害児(18 歳未満)